

## 労使協定（労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項）

株式会社エコサポート（以下「会社」という。）と会社従業員代表とは、派遣従業員（以下「対象従業員」という。）の待遇に関する事項（労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定）に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣労働者全員に適用する。

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 統括は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、夜勤・休日労働手当、通勤手当、統括手当、役員手当、調整手当、資格手当、班長手当、副班長手当、副所長手当、コミュニケーション手当、メンテ手当、トータルメンテ手当、その他手当、扶養手当および退職金とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 のとおりとする。

- （1）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 7 年 8 月 25 日付 職発 0825 第 1 号「令和 8 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「令和 4 年職業安定業務統計調査」（厚生労働省）の「各対象職種の中分類」を採用する。
- （2）通勤手当については、第 6 条のとおりとする。
- （3）地域調整については、就業地は奈良県に限られることから、通達に定める「地域指数」の「都道府県指数」により調整

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 のとおりとする。

- （1）別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- （2）各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は別表 2 のとおりとすること

- 2 会社は、第 9 条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の 1～50%の範囲で調整手当を支払うこととする。  
また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、賃金規定に準じて、法律の定めにしたがって支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額とする。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たしたものとする。なお、当該協定の有効日前の勤務期間は通算されるものとする。

(1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：

通達に定める「令和6年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）」の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの（自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年）

(2) 退職時の勤続年数ごとに（3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年）の支給月数：

「令和6年中小企業の賃金・退職金事情（東京）」の大学卒の場合の支給率（月数）に、同調査において退職金手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

第8条 対象従業員の退職手当は、前条および別表3に定める水準を満たした別に定める退職金規定を適用する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第9条 賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は別表2の評価基準に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、待遇を決定する。

（賃金以外の待遇）

第10条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については令和3年4月1日より正社員と同等のものを支給する。

（教育訓練）

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

（その他）

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

第13条 本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

令和8年3月20日  
株式会社エコサポート 代表取締役 入江高伸  
株式会社エコサポート 従業員代表 池田寛

別表1

職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）

無期雇用かつフルタイム労働者の平均求人賃金（月額×12÷52÷40で時給換算）に賃金構造基本統計調査の賞与指数と能力・経験調整指数を掛けて計算

令和4年度職業安定業務統計による地域指数（奈良県）より算出

職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）より算出

中分類		基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値					
		都道府 県指数	1年	2年	3年	5年	10年	20年
034 一般事務・秘書・受付の職業	職業毎の基準金額	1,129	1,285	1,375	1,409	1,508	1,611	2,003
	地域指数をかけた数値	1,161	1,321	1,414	1,449	1,551	1,657	2,060
063 その他の保安の職業	職業毎の基準金額	1,209	1,376	1,473	1,509	1,615	1,725	2,145
	地域指数をかけた数値	1,243	1,415	1,515	1,552	1,661	1,774	2,206
096 清掃・洗浄作業員	職業毎の基準金額	1,194	1,359	1,454	1,490	1,595	1,704	2,118
	地域指数をかけた数値	1,228	1,398	1,495	1,532	1,640	1,752	2,178

別表2

【034 一般事務・秘書・受付の職業】

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額
7ランク	上級	2,018	42	2,060
6ランク	準上級	1,623	34	1,657
5ランク	中級	1,519	32	1,551
4ランク	準中級	1,420	29	1,449
3ランク	初級	1,385	29	1,414
2ランク	準初級	1,294	27	1,321
1ランク	基本	1,137	24	1,161

≒	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
	2,060	20年
	1,657	10年
	1,551	5年
	1,449	3年
	1,414	2年
	1,321	1年
1,161	0年	

【063 その他の保安の職業】

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額
7 ランク	上級	2,161	45	2,206
6 ランク	準上級	1,738	36	1,774
5 ランク	中級	1,627	34	1,661
4 ランク	準中級	1,520	32	1,552
3 ランク	初級	1,484	31	1,515
2 ランク	準初級	1,386	29	1,415
1 ランク	基本	1,218	25	1,243

≒

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
2,206	20年
1,774	10年
1,661	5年
1,552	3年
1,515	2年
1,415	1年
1,243	0年

【096 清掃・洗浄作業員】

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額
7 ランク	上級	2,134	44	2,178
6 ランク	準上級	1,716	36	1,752
5 ランク	中級	1,607	33	1,640
4 ランク	準中級	1,501	31	1,532
3 ランク	初級	1,465	30	1,495
2 ランク	準初級	1,370	28	1,398
1 ランク	基本	1,203	25	1,228

≒

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
2,178	20年
1,752	10年
1,640	5年
1,532	3年
1,495	2年
1,398	1年
1,228	0年

別表3

対象従業員の退職手当の額

勤続年数	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年以上
自己都合（月分）	0.8	1.4	3.2	5.3	7.7	10.6	13.4	15.4
会社都合（月分）	1.3	2.0	4.1	6.5	9.0	11.8	14.5	16.7

Ⅳ

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

勤続年数	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年以上
自己都合（月分）	0.6	1.1	2.6	4.3	6.3	8.4	11.5	11.7
会社都合（月分）	0.9	1.5	3.3	5.3	7.5	10.2	11.9	13

## 労使協定（労働者派遣法第30条の4第1項）

株式会社エコサポート（以下「会社」という。）と会社従業員代表とは、派遣従業員（以下「対象従業員」という。）の待遇に関する事項（労働者派遣法第30条の4第1項の規定）に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣労働者全員に適用する。

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 統括は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、夜勤・休日労働手当、通勤手当、統括手当、役員手当、調整手当、資格手当、班長手当、副班長手当、副所長手当、コミュニケーション手当、メンテ手当、トータルメンテ手当、その他手当、扶養手当および退職金とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和7年8月25日付 職発0825第1号「令和8年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「令和4年職業安定業務統計調査」（厚生労働省）の「各対象職種の中分類」を採用する。
- (2) 通勤手当については、第6条のとおりとする。
- (3) 地域調整については、就業地は東京都、大阪府に限られることから、通達に定める「地域指数」の「都道府県指数」により調整

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は別表2のとおりとする

- 2 会社は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～50%の範囲で調整手当を支払うこととする。  
また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、賃金規定に準じて、法律の定めにしたがって支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額とする。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たしたものとする。なお、当該協定の有効日前の勤務期間は通算されるものとする。

(1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：

通達に定める「令和6年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの(自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年)

(2) 退職時の勤続年数ごとに(3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年)の支給月数：

「令和6年中小企業の賃金・退職金事情(東京)」の大学卒の場合の支給率(月数)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

第8条 対象従業員の退職手当は、前条および別表3に定める水準を満たした別に定める退職金規定を適用する。

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は別表2の評価基準に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、待遇を決定する。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については令和3年4月1日より正社員と同等のものを支給する。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

令和8年3月20日

株式会社エコサポート 代表取締役

入江高伸



株式会社エコサポート 従業員代表

池田寛



別表1

## 職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）

無期雇用かつフルタイム労働者の平均求人賃金（月額×12÷52÷40で時給換算）に賃金構造基本統計調査の賞与指数と能力・経験調整指数を掛けて計算

令和4年度職業安定業務統計による地域指数(東京都) (大阪府) より算出

職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）より算出  
(東京都)

中分類		基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値					
		都道府県 指数	1年	2年	3年	5年	10年	20年
034 一般事務・秘書・受付の職業	職業毎の基準金額	1,129	1,285	1,375	1,409	1,508	1,611	2,003
	地域指数をかけた 数値	1,258	1,432	1,532	1,570	1,680	1,795	2,232
063 その他の保安の職業	職業毎の基準金額	1,209	1,376	1,473	1,509	1,615	1,725	2,145
	地域指数をかけた 数値	1,347	1,533	1,641	1,682	1,800	1,922	2,390
096 清掃・洗浄作業員	職業毎の基準金額	1,194	1,359	1,454	1,490	1,595	1,704	2,118
	地域指数をかけた 数値	1,331	1,514	1,620	1,660	1,777	1,899	2,360

(大阪府)

中分類		基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値					
		都道府県 指数	1年	2年	3年	5年	10年	20年
034 一般事務・秘書・受付の職業	職業毎の基準金額	1,129	1,285	1,375	1,409	1,508	1,611	2,003
	地域指数をかけた 数値	1,213	1,381	1,477	1,514	1,620	1,731	2,152
063 その他の保安の職業	職業毎の基準金額	1,209	1,376	1,473	1,509	1,615	1,725	2,145
	地域指数をかけた 数値	1,299	1,478	1,583	1,621	1,735	1,853	2,304
096 清掃・洗浄作業員	職業毎の基準金額	1,194	1,359	1,454	1,490	1,595	1,704	2,118
	地域指数をかけた 数値	1,283	1,460	1,562	1,601	1,714	1,831	2,275

別表2 (東京都)

【034 一般事務・秘書・受付の職業】

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額
7 ランク	上級	2,187	45	2,232
6 ランク	準上級	1,759	36	1,795
5 ランク	中級	1,646	34	1,680
4 ランク	準中級	1,538	32	1,570
3 ランク	初級	1,501	31	1,532
2 ランク	準初級	1,403	29	1,432
1 ランク	基本	1,232	26	1,258

≒

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
2,232	20年
1,795	10年
1,680	5年
1,570	3年
1,532	2年
1,432	1年
1,258	0年

【063 その他の保安の職業】

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額
7 ランク	上級	2,342	48	2,390
6 ランク	準上級	1,883	39	1,922
5 ランク	中級	1,764	36	1,800
4 ランク	準中級	1,648	34	1,682
3 ランク	初級	1,608	33	1,641
2 ランク	準初級	1,502	31	1,533
1 ランク	基本	1,320	27	1,347

≒

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
2,390	20年
1,922	10年
1,800	5年
1,682	3年
1,641	2年
1,533	1年
1,347	0年

【096 清掃・洗浄作業員】

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額
7 ランク	上級	2,312	48	2,360
6 ランク	準上級	1,861	38	1,899
5 ランク	中級	1,741	36	1,777
4 ランク	準中級	1,626	34	1,660
3 ランク	初級	1,587	33	1,620
2 ランク	準初級	1,483	31	1,514
1 ランク	基本	1,304	27	1,331

≒

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
2,360	20年
1,899	10年
1,777	5年
1,660	3年
1,620	2年
1,514	1年
1,331	0年

(大阪)

【034 一般事務・秘書・受付の職業】

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額
7 ランク	上級	2,108	44	2,152
6 ランク	準上級	1,696	35	1,731
5 ランク	中級	1,587	33	1,620
4 ランク	準中級	1,483	31	1,514
3 ランク	初級	1,447	30	1,477
2 ランク	準初級	1,353	28	1,381
1 ランク	基本	1,188	25	1,213

≒

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
2,152	20年
1,731	10年
1,620	5年
1,514	3年
1,477	2年
1,381	1年
1,213	0年

【063 その他の保安の職業】

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額
7ランク	上級	2,257	47	2,304
6ランク	準上級	1,815	38	1,853
5ランク	中級	1,700	35	1,735
4ランク	準中級	1,588	33	1,621
3ランク	初級	1,551	32	1,583
2ランク	準初級	1,448	30	1,478
1ランク	基本	1,273	26	1,299

≒

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
2,304	20年
1,853	10年
1,735	5年
1,621	3年
1,583	2年
1,478	1年
1,299	0年

【096 清掃・洗浄作業員】

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額
7ランク	上級	2,229	46	2,275
6ランク	準上級	1,794	37	1,831
5ランク	中級	1,679	35	1,714
4ランク	準中級	1,568	33	1,601
3ランク	初級	1,530	32	1,562
2ランク	準初級	1,430	30	1,460
1ランク	基本	1,257	26	1,283

≒

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
2,275	20年
1,831	10年
1,714	5年
1,601	3年
1,562	2年
1,460	1年
1,283	0年

別表3

対象従業員の退職手当の額

勤続年数	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年以上
自己都合（月分）	0.8	1.4	3.2	5.3	7.7	10.6	13.4	15.4
会社都合（月分）	1.3	2.0	4.1	6.5	9.0	11.8	14.5	16.7

Ⅳ

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

勤続年数	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年以上
自己都合（月分）	0.6	1.1	2.6	4.3	6.3	8.4	11.5	11.7
会社都合（月分）	0.9	1.5	3.3	5.3	7.5	10.2	11.9	13